

内閣参質七六第一二号

昭和五十年十月二十八日

内閣総理大臣 三木武夫

参議院議長 河野謙三殿

参議院議員野末陳平君提出特別職の職員の給与改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員野末陳平君提出特別職の職員の給与改定に関する質問に対する答弁書

一、について

我が国経済社会の置かれてある厳しい現下の諸情勢にかんがみ、内閣総理大臣及び国務大臣等の給与をすえ置くこととしたものである。

二、について

内閣総理大臣及び国務大臣等の給与については、従来からその職責その他諸般の事情を考慮して決定しているところであるが、我が国経済社会の置かれてある厳しい現下の諸情勢にかんがみ、本年はこれをすえ置くこととしたものである。

三、について

最近における経済の停滞等に伴い財政面においても極めて困難な状況にあり、このため、政

府としては歳入歳出面にわたる各般の努力を払っているところである。

内閣総理大臣及び国務大臣は、こうした経済・財政状態を克服すべく最大の努力をすることが国民により課された最も重要な責務であると考え次第である。

なお、内閣総理大臣及び国務大臣の期末手当を当分の間辞退返上することは考えていない。